

## 会 議 録

<b>会 議 名</b> (付属機関等名)	平成 22 年度(第 1 回)川西市国民健康保険運営協議会		
<b>事 務 局</b> (担当課)	健康福祉部 保険年金課 (内線2622)		
<b>開 催 日 時</b>	平成 22 年 10 月 6 日(水) 午後 1 時 30 分		
<b>開 催 場 所</b>	川西市役所 4 階 庁議室		
<b>出 席 者</b>	<b>委 員</b>	中原 光治      三木 篤志      四谷 勲      渡壁 長則 中井 久子      藪内 玲子      釜本 普子      橋本 知浩 元木 祥博      頭司 康二      佐々木忠利      藤原 道昌	
	<b>そ の 他</b>		
	<b>事 務 局</b>	大塩市長    水田副市長    健康福祉部長    健康生活室長 保険収納課長    保険年金課長 保険年金課長補佐	
<b>傍聴の可否</b>	可	<b>傍聴者数</b>	1 人
<b>傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由</b>			
<b>会 議 次 第</b>	(1) 平成 21 年度川西市国民健康保険事業特別会計決算について (2) 平成 22 年度の税率改定見送りについて(経過説明) (3) その他		
<b>会 議 結 果</b>			

## 審 議 経 過 ( 1 )

保険年金課長	<p>それでは、定刻が参りましたので、ただ今より平成22年度第1回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>私は事務局を努めます健康福祉部 健康生活室 保険年金課長の作田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱」第5条の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>まず始めに、前会長である安藤委員の退任により1名の方に新たに委員をお願いしております。中原委員でございます。中原委員は平成11年に民間企業を退職後、社会保険労務士として活躍しておられ、兵庫県社会保険労務士会の伊丹支部の前支部長でいらっしゃいました。</p> <p>それでは、ただ今より新委員である中原委員に市長より委嘱辞令の交付を行いたいと思ひます。</p> <p>なお、再任の方につきましては、委嘱状と辞令を机に交布させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">《市長より委嘱辞令の交付あり》</p>
保険年金課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、大塩市長より、皆様にごあいさつを申し上げます。よろしくお願ひします。</p>
市長	<p>あらためまして皆様、こんにちは。市長の大塩でございます。</p> <p>本日は、平成22年度の第1回目の国民健康保険運営協議会ということで開催させていただきましたところ、皆様方にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、平素よりこの川西市政の国民健康保険事業の運営にいろいろとご尽力、またご理解をいただきまして、ご協力を得ていることにつきましても厚くお礼申し上げたいとそう思うところでございます。そしてまた、この度、新たに委員にご就任いただきました中原様につきましてもどうぞよろしくお願ひを申し上げます。</p> <p>さて、国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤でもございまして、安定的な運営が求められているところでございます。このため、国</p>

## 審 議 経 過 ( 2 )

におきましても、後期高齢者医療制度の廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、市町村国保のあり方を含めまして、検討を高齢者医療制度改革会議ということにおいて進められておるところでございます。

本市におきましても、昨年10月29日に、国民健康保険税の税率等の改定につきまして、当運営協議会よりご答申をいただいたところでございます。私といたしましても、その答申を尊重させていただきまして、条例の改正について、それぞれの調整というものを進めてまいったところでございますけれども、当時の厳しい経済情勢また政権交代に伴います医療制度改革の見通しというのが非常に不透明であった、そのようなことから、見送りをさせていただいたところでございます。

しかしながら、今年度中には国におけます医療制度改革の最終とりまとめがなされること、また、このあと報告させていただきますけれども21年度の決算を総合的に勘案をさせていただいたときに、あらためて皆様方にご審議をいただかなければならないと、そのように思っているところでございます。誠に勝手なお願いでございますけれども、どうぞ諸般の事情をご賢察賜りまして、ご理解、ご協力をいただきますことを、よろしくお願い申し上げまして、開会にあたりまして甚だ簡単ではございますけれども私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、改めまして私の方から委員の方々をご紹介させていただきます。

まず、「公益を代表する委員」として、中原委員でございます。同じく四谷委員でございます。同じく渡壁委員でございます。同じく中井委員でございます。

次に「被保険者を代表する委員」として、藪内委員でございます。同じく釜本委員でございます。同じく橋本委員でございます。増井委員は所用のためご欠席でいらっしゃいます。

次に、「保険医・薬剤師を代表する委員」として、医師会の三木委員でございます。同じく医師会の元木委員でございます。歯科医師会の頭司委員でございます。薬剤師会の水和委員は所用のためご欠席ということでございます。

次に「被用者保険等保険者を代表する委員」として、佐々木委員で

保険年金課長

## 審 議 経 過 (3)

保険年金課長	<p>ございます。藤原委員でございます。</p> <p>それでは、次に、市及び事務局職員より自己紹介をさせていただきます。</p> <p>※各自自己紹介（市長、水田副市长、今北部長、山本室長、山田課長）</p> <p>事務局紹介（船木課長補佐、綿越主査）</p> <p>《市長退席》</p> <p>続きます、会長の選出に入るわけでございますが、会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条により、「公益を代表する委員」の中から選出することになっております。今回、選出の方法は、いかがいたしましょうか。</p> <p>＜事務局一任の声あり＞</p>
保険年金課長	<p>ありがとうございます。事務局一任の声をいただきましたので、事務局より会長就任のお願いをさせていただきたいと思っております。会長に中原委員をお願いいたしたいと思っております。中原委員ご了解いただけますでしょうか。</p> <p>【中原委員了解する】</p>
保険年金課長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>会議の進行を会長をお願いいたしますので、中原委員は会長席へ移動をお願いいたします。</p> <p>※ 中原会長、会長席に着く</p>
保険年金課長	<p>それではご挨拶のほうどうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>【中原会長あいさつ】</p> <p>それでは議事をすすめたいと思っておりますけれども、次に副会長の選出を行ないたいと思っております。副会長につきましては、慣例により医師会の会長をお願いしております。</p> <p>私のほうより、副会長に医師会会長の三木委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>

## 審 議 経 過 (4)

保険年金課長	<p>※三木副会長、副会長席につく</p> <p>それでは次にですね、本会議の署名委員を選出をさせていただきたいと思えます。私から指名をさせていただきたいと思えますけれどもご異議ございませんでしょうか。</p> <p>＜異議なしの声あり＞</p> <p>異議なしとのお声をいただきましたので、指名をさせていただきたいと思えます。それでは、橋本委員と元木委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それではですね、議題に基づきまして進行させていただきます。</p> <p>まず協議事項。本日22年度の第1回ということになっておりますので、まずは第1の「21年度国民健康保険事業特別会計決算について」これを議題としたいと思えます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>まず説明に先立ちまして、会議開催の案内では、会議資料をですね、事前にお送りする旨ご案内しておったんですけれども、私どもの不手際で本日、当日の配布になってしまいました。大変申し訳ございません。深くお詫びいたします。</p> <p>それでは配布しております資料の確認をお願いしたいと思えます。まず当会議のレジメでございます。次に資料1といたしまして「国民健康保険事業特別会計決算の状況」というのがあるかと思えます。次に資料2「川西市国民健康保険税の税率等の改定について(答申)」。昨年のお答申でございます。資料3といたしまして「平成22年度川西市国民健康保険運営協議会スケジュール(案)」ということで、今後の会議のスケジュール(案)を示させていただいております。次に資料4「中間とりまとめのポイント」というのがあります。これは国の高齢者制度の改革会議の中間とりまとめがなされまして、そのポイントという資料でございます。</p> <p>それと、本日冊子になっております、平成22年度(21年度実績のものですけど)国民健康保険事業概要というのをお渡ししております。そしてもう一つ。「国民健康保険の安定を求めて」という国保中央会からの資料をお配りしております。どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは協議事項1「平成21年度国民健康保険事業特別会計決算</p>
--------	--

## 審 議 経 過 (5)

について」ということで報告させていただきます。

資料1をお手元にお願いいたします。

まず、事業の概要といたしまして、国民健康保険の現状というかたちで第4-1表でまとめさせていただきます。

それは、川西市の資料では決してございません。国の統計資料に基づいてお示ししております。

制度発足当時とくらべて、高齢者の割合が非常に増加しております。無職者等の割合が非常に増えておる状況でございます。もう1点があつた被用者の割合が大きく増えていっているところでございます。社会保険の適用状況に何らかの推移があつたのかなというふうにも思っております。

次でございます。被保険者数の状況というかたちでグラフにさせていただきます。平成20年度に大きな増減がございますのは新しい医療制度改革によりまして被保険者数等が動いておるものでございます。

20年・21年の状況でございますが、総数は退職ともに若干減少傾向にあるところでございます。これは後期高齢者医療制度ができておりますので、75歳到達者が誕生日になりましたら、75歳になりましたら後期高齢者医療制度のほうへ移っていくため減少傾向にあるという事でございます。

次のページをよろしくお願いいたします。

2ページと3ページを合わせて見ていただくことになります。

決算規模と決算収支ということで説明させていただきます。

平成21年度決算規模は歳入で151億2,682万3千円、歳出で153億8,574万7千円、となっておりまして前年度に比べ歳入が1.2%の減。歳出が0.8%の増となっております。

第4-3。隣のページの表でございます。歳入で4番の療養給付費等交付金の大幅な減少。5番の前期高齢者交付金や7番の共同事業交付金の増加。歳出のほうで5番の老人保健拠出金、6番の介護納付金の過年度清算にともなう大幅な減少。7番の共同事業拠出金の増加など歳入歳出で大幅な変動が見られております。平成21年度におきましても、平成20年4月の医療制度改革が歳入では療養給付費等交付金と前期高齢者交付金、歳出で後期高齢者支援金と老人保健拠出金に大きく影響しております。

## 審 議 経 過 (6)

具体的にはですね、保険給付と申しますのは3月－2月を1年度として考えておるのでございますが、医療制度改革は20年4月から実施されたため20年度実績には3月分がですね、旧制度の給付となっておりますため、新制度に関係する収入支出の部分で11ヶ月分の計算になっておるところがでございます。それで大きく差が生じておるところでございます。

また、税金についてでございますが、4－3の図のとおり長引く不況の影響等により収納率が引き続き低下しておるといような状況にあります。

第4－2表をご覧ください。決算規模と収支の状況でございます。

収入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引簿、形式収支は2億5,892万4千円のマイナスになっておりまして平成22年度から繰上充用を行いました。翌年度精算額を加えた実質収支は2億9,423万2千円の赤字となっております。

それでは4ページをお開きいただけますでしょうか。

第4－4表をご覧ください。一般会計繰入金の状況でございます。

川西市といたしましては原則として、法令基準に基づく繰出しのみを行っております。

その他、財源補てん的なもの5番であげておりますのは、会社都合による退職、リストラ等による退職などにより国民健康保険に加入することになった被保険者などに対する減免のみを計上してございます。

5ページをご覧ください。

さきほど、歳入歳出決算の状況ということで国民健康保険事業全体の状況をお話したところでございますが、さらにそれをですね、一般被保険者分、退職被保険者分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の4つに分類して現在の経営状況を分析しております。

まず、一般被保険者分でございますが、第4－5表の収支の欄をご覧ください。形式収支といたしましては、マイナス1億8,632万8千円の赤字でございます。ただ、国庫負担金等の現年度分の精算分として2,177万5千円を翌年度に返還することになりますため現年分精算後の収支、実質的な収支は2億810万3千円の赤字でございます。

次に、退職被保険者分の説明をさせていただきます。

## 審議経過(7)

第4-6表、収支をご覧ください。退職被保険者分の形式収支は1,509万1千円の黒字でございますが、退職者医療制度は収支が0円になるように翌年度で精算する仕組みとなっておりますので、平成21年度の現年分の精算の収支も平成22年度で2,018万9千円を返還することなどから収支は0になるところでございます。

次のページをよろしくお願ひします。

後期高齢者支援金分でございます。第4-7表、収支をご覧ください。後期高齢者支援金分は歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額1億4,707万5千円のマイナスが実質収支でございます。

この赤字分がそのまま税収の不足であったというところでございます。次に介納付金分でございます。

第4-8表、収支をご覧ください。

介護納付金分は、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額4,938万8千円に療養給付費交付金、介護調整分を加えた5,429万円が実質収支。黒字ということでございます。

次のページをお願いいたします。7ページです。

第4-9表をご覧ください。

さきほど説明させていただきました一般被保険者分、退職被保険者分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年分精算後の収支の合計でございますが、3億88万8千円のマイナスでございます。これに一般被保険者から退職被保険者への切り替え等によって生じる国費の返還額、交付金の追加額を加えた2億9,423万2千円を実質収支というふうに考えております。平成21年度実質収支額と平成20年度実質収支額との差額が、平成21年度1年間の収支、単年度実質収支でございまして1億621万円の赤字ということでございます。

以上が平成21年度の国保の決算概要でございます。市議会のほうでも質問があったわけなんでございますが、この赤字がなぜ発生したのか、生じたのかということでございます。

今後の方向性、見通しということで、最後説明させていただいておりますが、国民健康保険は平成20年度の医療制度改革により後期高齢者医療制度の創設、65歳から74歳までの前期高齢者の負担調整制度などによって、その財政の仕組みが大きく変化したところでございます。現行税率はその変化に対応して、また、平成21年度末の赤字解消をはかるため、設定したものでございますけれども、平成21年度の実質収



## 審 議 経 過 ( 8 )

	<p>支は約3億円の赤字というかたちになっております。この赤字になってございますが、平成20・21年度国民健康保険の算出決算額の約1%に相当する部分なんでございますが、この赤字の主な原因は税率設定においてですね、新制度下における前期及び後期高齢者の一人当たり給付費の見込みとかですね、あとはさらには一般被保険者と退職被保険者の推移の見込みですね、そのへんが十分なデータが得られなかった、充分に見込むことができなかつたことによる赤字、それによって赤字が発生したのかなというふうに分析してございます。</p>
会長	<p>以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>どうもありがとうございます。翌年度精算とかいろいろあつてなかなかわかりにくい所がございましてけれどもただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">＜質問、意見等なし＞</p> <p>ございませぬか。無いようでしたら、ちょっと私の方からよろしいですか。7ページですね、最終的な実質収支ですけれども、20年決算の1億8千8百万の赤字というのは、これは20年度単年度発生のものでしょうか。</p>
保険年金課長	<p>いえ、累積でございます。</p>
	<p>21年度は単年度でできたものでございます。</p>
会長	<p>で、先程のお話で、当年度、精算するもんだというようなことでございますね、残っているんですね、わからない部分が・・・</p>
保険年金課長	<p>はい。</p>
会長	<p>で、その見込みで、たとえば、これが少し減るとか、あるいは増えるとか、逆に持ち出しがあるのか、そういうことはあるんでしょうか。</p>
保険年金課長	<p>はい。収支、出させていただいておりますのは、2ページの、第4-2表で、ですね、歳入、歳出の決算額の単純な引き算で、あるいはCの欄、歳入歳出差し引き額、2億5,892万4千円というような状態、そこから、翌年度、精算額の3,530万8千円、これを差し引いてですね、差し引いてというか、まだこれだけ翌年度に支出しないといけないことから、この部分を加えて、赤字として、2億9,423万2千という形で報告させていただいております。これ、翌年度精算する部分と申しますのは、国庫負担金でありますとか、退職被保険者に交付される療養給付等交付金の部分でござい</p>

## 審議経過(9)

ます。で、先程、会長からご指摘いただいた部分、たしかにまだ更に精算というのがございます。

例えば、前期高齢者の調整交付金の部分です。もしくは、後期高齢者の支援金といいますのは2年後精算の形をとります。ですので、今年度、平成22年度の例えば、後期高齢者支援分というのはですね、22年度の概算額、概算でこれくらい払いなさいと国から言ってくる分と、平成20年度の精算分を加えて、22年度の請求を行なっているわけです。で、他に、前期の調整金につきましても、これは私共がもらうお金なんですけれども、それも、例えば、今年度は22年度の概算交付と20年度の精算交付、これをプラスして、22年度の調整金として交付を受ける形になります。で、このへんをですね、21年度の来年の精算額まで、推計しましたところですね、あの～国民健康保険にとっては、まああの、あくまでも試算でございますけれども、億単位で収支は改善するものという風に思っております。ですから、今回、3億程の赤字を計上しておりますが、そのへんの精算部分を差し引きしましたら、1億何千万かは、良い風な、形になるのかなという風に思います。但し、この2年後精算の部分がこれからずっと先へ続いていくこととなりますので、そのようなものまで加えて収支という形をとりましたら、いったいほんならどこで、その収支額は、はっきりするのかいう風になってしまいましたら、これはどこまでも切れなくなってしまうので、その部分というのは、2年後、2年後でプラスマイナスされて、不公平のおきないように調整されているというような制度が国民健康保険の制度でございます。非常に難しいややこしい制度ですけれども、はい。

会長

例えば25年に、制度が変わりましてね、これ一応25年、24年末で切りましょう、この時は、どうなるのでしょうか。

保険年金課長

あの、これまあ県とも今ちょっと話をしているところなんですけれども、例えばの話なんですけど、別制度でもって、制度が動く時には、赤字もですね、たとえば黒字の部分も引き継がないという風に、一般的には、なるそうです。ですから、例えば、今回の後期高齢者医療制度ができた時にもですね、老人保健の黒字、赤字というのは、一切、引きついでおりません。

えー、老人保健拠出金の精算も、また別でずっと進んでおりますし、後期高齢の方が面倒みってくれるわけでも決してないです。今回の

## 審 議 経 過 (10)

会長	<p>制度がどんな形になるかにもよるとは、思いますけれども、ただ、例えば、広域化という形のところで市町村が合併する、あー、広域化された保険を運営するとなったときに、その黒字、赤字を引きずったような統合でしたら、赤字を出してるところは、まるまる赤字が解消され無くなっちゃうわけですから、得して、黒字あるところは、まあ、その、なんていいましょう、ためてある部分をもってかれちゃうみたいになりますんで、そんな不公平な形は、たぶん、たぶんですけどもとらないっちゃうかなという風に思ってます。ですから国民健康保険として、市の国民健康保険として、今考えねばならないのは、その合併するであろう時期にそこは明確にはしておりませんが、広域化するであろう時期に、赤字を解消しておく、という所が非常に重要な点であるのではないかという風に思っております。</p> <p>他に何か皆さん、ご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、他にご意見もないようですので、次に協議事項第2の「平成22年度の税率改定見送りについて（経過説明）」を議題としたいと思います。事務局より説明をもとめます。よろしく願いいたします。</p>
保険年金課長	<p>資料2をごらんいただきます。昨年度、当運営協議会の方に諮問をさせていただきまして答申をいただいた内容の答申書をお配りさせていただいております。これは、まあ、あの、読んでいただいた通りになるわけでございますけれども、最終的には、下の段の1、2、3のように医療給付費分国民健康保険税の改定、後期高齢者支援金分国民健康保険税の改定、3つ目に介護納付金分国民健康保険税の改定ということで答申をいただきました。先程、市長の方が、ごあいさつの中で、この件につきましては、この時の経済情勢なりという観点から、市長として、見送りをさせていただいたということでございます。それにつきましては、市長名の文書でたぶん委員さんの方にご案内をさしあげたことと存じます。今後、こういうことを踏まえまして、次年度以降の税率について先程もおっしゃっていましたようにご審議をおおぐという形を考えております。以上、簡単で申し訳ございません。ありがとうございます。</p>
会長	<p>前任の安藤会長のもとでこういった答申が出され、そして先程、ご説明があったように見送られた訳でございますけれども、これについ</p>

## 審議経過(11)

健康福祉部長	<p>て、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。まあ、この見送りがまた21年度の赤字のひとつの要因であったということですね。特にご意見、ご質問ございませんですか。</p> <p>一応、まあ、あの当初20、21年度と2年間で想定した税率で、20、21の結果で赤字を生じておる、で、22年度、今年でもって去年に当協議会にお諮りさせていただいた内容の件から、こうであったけれどもこれは、いったん見送りさせていただいて、20、21、22と同じ税率でさせていただきましたということの一応、確認ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
会長 委員	<p>他にご意見ございますでしょうか。</p> <p>ちょっとよろしいですか、決まったことにどうこうということじゃないんですけれども。あの、実はその分かるんです。先程のね、その、やめたこと。もう一度、その我々審議会で事情が非常によく分かるものの大変厳しい情勢というか、財政の中においてね、当時まだたいへん苦しい判断をしたんですよ。本当はしたくないけれどもそれはやむを得ないな、もちろんそういう答申だったと思いますから。それは確かにやめたんだけれども、やめたというか、いったん引いたんだけどよく分からないんです。何故引けることができたか。その、つまりですね。私たちが答申した内容を、今回、やめたことにしたわけですよ。何故、それができたんだということですよ、つまり、その財政が赤字になることを先延ばしにするんだということで解釈したらいいんですか。</p>
健康福祉部長 委員	<p>当時の状況から、当然審議をお願いした中では20、21の決算状況を踏まえて諮問をさせていただきました。ただ、今のご指摘の内容は事実と受け止めております。</p> <p>だから、もっと端的に言えば、今年度、又、一生懸命審議してですね、苦しみながら答申したら、又、すっところ、やられてしまうというかね。いやいや、何となくですよ。だからその、もう一つ、その引いたといわゆる、まあ、答申はそうだけ据え置いたということのアレが本当に分からない。</p> <p>何故、そういうことができるのか、まあそりゃいつかは法律、あるいはそういうものが改正の見込みがあって、実はそのことが結果的に期待できるものがあるとかね。いうものがあるときには、ぼくはね、わからんこともないんだらうけども。ちょっとよう分からんので、あ</p>

## 審議経過(12)

副市長	<p>の、今回も色々、又、審議していかなあかんと思うんですけども。同じことになってしまわないのか。</p> <p>ご指摘をいただきまして。昨年、あの、この運営協議会から率でいたしますと、4.81%の改定ということでご答申をいただきました。我々、当然、それに沿って改定をさせていただく、事務的な処理をすすめてまいりました。ただ、先程来、市長もごあいさつの中で申しましたとおり、経済情勢でありますとか、それから、本当にあの一、政権代わりまして、地域保険というような形で国民健康保険をもう一度再編するんだという風な案もございました。そんなことも含めて、まあ、それが一体、そういう風な形になるものか、それも大変不明確でございました。で、今、ご指摘いただきましたように、何故答申したのに改定をしなかったかという風な議会からもご指摘はございました。こういうご答弁をさせていただいています。</p>
会長 委員 会長	<p>あくまでも緊急避難的な措置だと、いう風に我々思っております。で、ありますので、これが、仮に、将来に渡って、全然改定をしないという事では決してございません。その中には、ある程度財政的な、国民健康保険の会計に向けて、財政的な支援もある面必要だと、そういう風な考え方もございます。そんなことも含めて、次年度、23年度以降の税率の改定について、再び、ご審議をいただこうとそういう風なことで思っております。なかなか的を射た答えにはなっておらないかもしれませんが、そのような考え方で我々判断させていただいたということでございます。</p> <p>委員よろしいですか</p> <p>はい</p> <p>他に何かございませんでしょうか、それでは、特にないようですので、それでは「その他」の項目に移りたいと思います。</p>
保険年金課長	<p>まず今後のスケジュールについて事務局の説明を求めます。</p> <p>資料3をお開きいただけますでしょうか、今後のスケジュールというところでございます。</p> <p>先程、ご指摘いただいた所なんですけど、ちょうど本日ですね、第1回運営協議会という形でこれまでの決算等をお知らせさせていただきました。</p> <p>平成22年、この12月にですね、高齢者医療制度改革会議、それはもともと厚生労働大臣が主催しているものですが、最終取り</p>

## 審議経過(13)

まとめ案がなされます。この案に基づいて、その案を提出して、翌年には、法案を提出して、3月の成立を目指していくのが、今のところの予定でございます。

最終、取りまとめ案に基づきまして、今後の保険税率等をどうすればいいのか等々を検討させていただきまして、事務局の案を作成していきたいと考えております。で、年明け1月ですけれども、お正月明けですぐにはなるんですけれども、そこから第2回、3回、4回、5回くらいまでですね、全部で4回程度、皆様にお時間をいただきまして、ご審議をいただきたいなあという風に考えてございます。それをですね、3月、市議会の方に提出したいという風に考えております。1ヶ月間で、4回程度の会議を開催するという非常にあわただしい日程ではございますけれども、週に1回程度になるような日程でさせていただかなければならないかなど、いう様に思っております。

あの～、前回変更させていただいた中で、医療制度改革の様子がはっきりしていかない中で、強引な、ある意味強引な案の提示という中での審議で作ったわけなんですけれども、今回につきましては国の最終的な案と、もちろん法律が通る通らないとかですね、国会の動きもありますけれども、それはあの、その段階での最終的な案に基づいて、えー、作成したいという様に考えております。であの～、今回資料といたしまして、資料4といたしましてですね、その、国の方のこれが9月に出されたわけでございますけれども、それをポイントとしくみの方をまとめてありますので、それをご紹介させていただきます。

この会議のポイントといたしまして「後期高齢者医療制度を必ず廃止します」と。で、廃止して、その後高齢者だけを区別する様な制度にはしません。なおかつ国民健康保険の方に急な負担、もしくは今の75歳以上の皆様に急激な負担が発生する様なことにはしないという条件の中で、新しい制度を作ろうとしております。

で、まず1番としましては、現行制度・後期高齢者医療制度をそれぞれ元の形に戻してですね、それぞれ国民健康保険と被用者保険とに戻そうじゃないかという所でございます。

国民健康保険として考えなければならないのは、要はその75歳以上の方々が国民健康保険に戻ってきた時にどうしていくのか、という所でございますけれども、この次のページのですね、5番の所。その、国民健康保険の広域化を実践し、国民皆保険を守るんだという

## 審議経過(14)

事が書いてあるんですけども、先程説明させていただきました様に、元の形に戻してそれで、75歳以上の方々については、都道府県単位の財政運営をしようじゃないかという事です。で、75歳以下の者についてはこれまで通り、各市町村単位で税率を設定してやっていきなさいと。で、それを数年後には全年齢を対象にした、都道府県単位の財政運営の保険をしていこうという風な事でございます。

本日、私どもに届きました国保新聞という、「厚生労働省がどう動いてますよ」という事が書いてある新聞があるんですけども、それもその制度ですね、この通りの動きを現段階でしております。はい。ですので、私、はじめに会長さんからの質問で答えさせていただきました通り、この制度が開始されるまでに、国民健康保険の財政を収支均衡、要は赤字解消の必要がある、それは結局は、全てが市の負担と申しましょうか、要は赤字の部分を抱えこんでしまうという事になってしまいますので、その辺を考慮して財政を整えていかないといけないという様に思っております。ただ、その最終的な案というのがこの12月になりますので、それを見させていただいた上で、原案の方を作成してまいりたいという風に考えております。という事で、よろしくお願いいたします。

会長

はい。どうもありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

日程的には、大変忙しいのですが、大変重要な課題でございますので、皆様是非議論をと思っております。資料4で何かございませんか。

保険年金課長

修正案はこれ、2段階になっているのですか？

そうですね。今日の届きました情報を見ておりましたら、一応その情報ですけども、平成25年4月1日での、まずは75歳以上都道府県単位が。そこから4年間の間に都道府県単位を元にしていきなあと、厚生労働省案を示しております。はい。

委員

すみません、あの、すごくこれ、変えていく事にしたら、また大変なアレで。また国保の保険もまだ払っておられない方もたくさんあると思うんです。市の中でね。そういう事はどういう風になさっていくのかなと思って。変えていくのにつれて、払っていない方もやはり変えていかなければならないでしょうし。そういう点は、まあ、細々とした点なのですが、まあこれに切り替えていくにつけてね、どうい

## 審 議 経 過 (15)

保険年金課長	<p>風にあの、これをあの、まあ向こう、政府の方がこういう形についてう様な、前の時これ、あの、何する時には、政権がわからないという事で、据え置きになる感じで、私はあの、(皆様あれなんですけど)、とらえてたんですが、今度これが出てきまして、一応またあの、変えていくとしたら、大変な仕事じゃないかなと思うんです。</p> <p>はい、あの、仮の話ですけれども、要は国保制度が仮に無くなってですね、無くなってっておかしいんですけれども、広域化されて、広域もしくは県という形になった場合ですね、多分これも、多分の話なんですけれども、当然赤字とか黒字とか全部、そういった部分を引き継ぐこともなくですね、市としては、その段階である未納というのは、法律が許す限り追っかけていくという事には当然なるかと思えます。広域連合の後期高齢者制度としましても、そこから先の制度はなくなりますけれども、過去の精算業務でありますとか、そういう徴収業務であるとか、そういったものはやはり残っていくわけなんですよ。ですから、統合されたら最後、滞納してたらそれがチャラになったとか、決してその様なことはございません。当然制度としては追っかけていかなければならない、という事でございます。</p>
会長 委員	<p>委員、よろしゅうございますか。</p> <p>ちよと今、あの一、どの位あの一、ね。していただいているかという事で、質問できるんですか？</p>
保険収納課長	<p>まずは徴収としましてはですね、今現在入っておられる国民健康保険は、債権として確定しておる部分はありますので、その部分については当然に、これからも市が債務確保のために徴収、まあ差し押さえとか滞納処分とか、そういった部分はありますけれども執行していく事になりますので、債権がなくなるという事はございませんので、はい。</p>
副市長 委員 保険収納課長	<p>今の徴収率ほどの程度？</p> <p>役所の方にも行っていただいてね、していただいているお話。</p> <p>すみません、21年度分の収納率ですけれども、現年度分としましては、88.91%の収納率となっております。</p>
会長	<p>他に誰か、何かございませんでしょうか。特にないですか。何かございませんか。</p>
保険年金課長 副会長	<p>特に議題はございません。</p> <p>ちょっと質問したいんですけども、特定健診。あれ、受診率が悪け</p>



## 審議経過(16)

保険年金課長	<p>れば何か後期高齢にペナルティがつくとかそういった事があったが、あれも皆チャラなんですか？</p> <p>あの～、今聞いております情報ですけれども、そうですあの、25年の分からペナルティをつけていこうと当初考えていたわけなんです。で、25年度には後期高齢者医療をなくそうとしていますから。その後期高齢者医療支援金としてのペナルティどうのは、これはできないという事に。ただ、別の形で。それは何かやっていかなければという事は国が言っています。どの部分でペナルティをかけて。後期高齢者医療制度という形はなくなりますけれども、例えば今度75歳以上のこの仕組みに変わっても、現役の世代として後期高齢者の財政運営のために拠出する、支援する割合は基本的には多分変わらないことになろうかと思えます。その拠出金の方で多分調整をかけられることになるんじゃないかなと。ですから、そういう風な可能性があるという認識の中で特定健診の方の受診率等を高めていく様に努力していかなければならない訳です。</p>
副会長 保険年金課長 会長	<p>特定健診の受診率を高めていかないといけない？</p> <p>そういう事です。それは何も変わらないと思います。</p> <p>他に何かありますでしょうか。</p> <p>無いようですので、それではこれもちまして本日の協議会を終了させていただきます。</p> <p>本日は、公私何かとご多忙のところ、どうもありがとうございました。</p>